

県南広域振興局長告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年5月15日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久田笹長根線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町岩崎7地割118番1地先から55番6地先まで	新	A 14.0～10.0 m	m 84.0
	旧	A 14.0～10.0	84.0
		B 22.0～6.0	99.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成24年5月15日から同年6月15日まで